

# 熊本県公報

号外 第 37 号  
平成 16 年 6 月 17 日 (木)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

条 例	
○熊本県知事の給与の特例に関する条例	(人 事 課) 2
○熊本県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	( " ) 3
○熊本県副知事定数条例	(行政経営果) 8
○熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例	( " ) 8
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税 務 課) 9
○熊本県看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例を改正する条例	(地域医療推進課) 10
○熊本県森林整備資金貸付条例の一部を改正する条例	(森林整備課) 10
○風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	(都市計画課) 10
○熊本県開発区域の面積の特例を定める条例の一部を改正する条例	(建 築 課) 10
○熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	(教育庁体育保健課) 11
○熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例	(県警察本部警務課) 11

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇熊本県副知事定数条例

- 1 副知事は、2人置くことができることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◇熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例

- 1 公の施設の管理について、指定管理者の指定の手續に関し必要な事項を定めることとした。(第1条関係)
- 2 指定管理者に管理を行わせることのできる公の施設については、それぞれの公の施設の設置及びその管理に関する条例の定めるところによることとした。(第2条関係)
- 3 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体等」という。)は、規則又は教育委員会規則(以下「規則等」という。)で定める申請書に必要な書類を添えて、管理を行おうとする公の施設を管理する知事又は教育委員会(以下「知事等」という。)に知事等が定める期間内に申請しなければならないこととした。また、申請に関して必要な事項は、あらかじめ、公告することとした。(第3条関係)
- 4 知事等は3の規定による申請があったときは、選定の基準に照らし、最も適当と認める団体等を指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)として選定することとした。(第4条関係)
- 5 3で定める申請がなかったとき等の手續(第5条関係)
  - (1) 知事等は、3、4の規定によらず指定管理候補者を選定することができることとした。
  - (2) (1)の規定により指定管理候補者を選定するときは、知事等は、選定を行おうとする団体等と協議し、3の書類の提出を求め、4の選定基準に照らし総合的に判断を行うこととした。
- 6 知事等と指定管理候補者の協定(第6条関係)
  - (1) 指定管理候補者は、指定管理者の指定を受けるときは、知事等と当該公の施設の管理に関する協定を締結しなければならないこととした。
  - (2) 協定で定める事項は、事業計画書に記載された事項等とすることとした。
- 7 指定管理者を指定したときの告示(第7条関係)
  - (1) 知事等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならないこととした。
  - (2) (1)の規定は、法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合に準用することとした。
- 8 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で